

様式第3号
(その1)

市 営 住 宅 入 居 申 込 書

太枠内を記入してください。

入 居 申 込 者	本籍地							入居申込日	年 月 日			申 込 受 付 事 務 担 当 者 記 入 欄			
	現住所							入居を希望する市営住宅	団地 棟 号						
	ふりがな 氏 名							(自宅電話)							
	勤務先							(勤務先電話)							
	勤務先 所在地							公営住宅の月収〔=(①-②)÷12〕							
入居申込者、 同居予定者並びに入居申込者又は同居予定者の控除対象配偶者（入居後も別居予定の配偶者も含む。）及び扶養親族	氏 名	申込者の続柄	生年月日	年齢	同居別居の別	職 業	勤務先	マイ ナ ン バ ー (個 人 番 号)			控除項目	収 入 金 額	所 得 金 額	控 除 金 額	
		申込者													
備考 上記の者に、パート又は内職をしている者がいるときは、パート又は内職と記入すること。											合 計		①	②	
暴力団員の有無		1 申込者及び同居しようとする者に暴力団員がいる。 2 申込者及び同居しようとする者に暴力団員がいない。									申込み理由				
現在の住宅の状況	1 社宅（一戸建て・ 2 公舎（一戸建て・ 3 一戸建て貸家 4 民間アパート（ 5 公営・公団住宅（ 6 実家（ 7 その他（ ()	階) 階) 階) 階) 階) 階) ()	間取り	申込者：__畳×__室、__畳×__室、台所__畳 (住宅がないため別居の場合は相手方の現状の住宅の間取りを次に記入すること。) 別居している者：__畳×__室、__畳×__室、台所__畳											
	設 備		1 炊事場、便所、給水のうち2設備以上を共同で使用している。 2 炊事場、便所、給水のうち1設備を共同で使用している。 3 共同で使用している設備はない。												
	家 賃	月	円	家 主	氏名 (住所)										

(その2)

住 宅 困 窮 事 由 問 診 表

1 入居申込者の世帯構成及び収入

(1) 入居申込者の世帯構成は、下の欄のどの項目に該当しますか。

ア	20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫である。	優		
イ	18歳未満の親族を3人以上扶養している。	優		
ウ	小学校就学の始期に達するまでの者がいる。	優		裁
エ	炭鉱離職者である。	優		
オ	60歳以上で婚姻の関係にある者がいない単身者である。	接	単	裁
カ	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条の規定する障害者で障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までの者である。	接	単	裁
キ	申込者又は同居予定者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級まで（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第23条第2号イの適用を受けようとする者の問診については1級又は2級）の精神障害者である。		単	裁
ク	キに規定する精神障害者に相当する程度の知的障害者である。		単	裁
ケ	戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症であるものである。	接	単	裁
コ	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者である。		単	裁
サ	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「生活保護受給者」という。）である。		単	
シ	海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないものである。	優	単	裁
ス	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である。		単	裁
セ	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するものである。 （1） 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 （2） 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの		単	

ソ	オからセまでのいずれにも該当しない者で次のいずれにも該当するものである。 （1） 60歳未満の者 （2） 婚姻の関係にある者がいないもの （3） 独立の生計を営む者	過疎	単	
タ	申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満である世帯である。	接		裁
チ	申込者が60歳以上の者及びその親族で次の各号のいずれかに該当する者のみからなる世帯である。 （1） 配偶者 （2） 18歳未満の児童 （3） 重度又は中度の身体障害者又は精神障害者 （4） おおむね60歳以上の者	接		裁
ツ	被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者で、当該災害発生の日から3年を経過していないものである。		単	裁
テ	公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する収入（以下「収入」という。）が52,000円以下の者である。	優		
ト	上記のいずれにも該当しない者で同居予定者がいるものである。			

(2) 入居申込者の収入は、下の欄のどの項目に該当しますか。

ア	収入が52,000円以下である。
イ	収入が52,000円を超え104,000円以下である。
ウ	収入が104,000円を超え158,000円以下である。
エ	収入が158,000円を超える（裁量階層のみ）。

区 分	(1)	(2)
申告結果	(優先・単身・裁量・接地・過疎)	

2 不良住宅（住宅が不完全なことについて）

入居申込者が現に居住している住宅は、下の欄のどの項目に該当しますか。

ア	住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条に規定する不良住宅である。
イ	住宅地区改良法施行規則第1条に規定する不良住宅に準ずるとき（基準の8割を満たすもの）。
ウ	住宅以外の建物に居住している。
エ	上記のいずれにも該当しない。

3 過密住居(住宅が狭いことについて)

現に居住している住宅に部屋は、何室ですか。

室

現在の世帯員は、何人ですか。

人

畳数の合計は、何畳ですか。〔以下「居住室内面積」という。(板の間の部屋は、畳数に直して合計してください。家具などの多少は関係ありません。)]

畳

上記の計算結果、右の欄のどの項目に該当しますか。

ア	1人当たりの居住室内面積の内法が2.5畳未満である。
イ	1人当たりの居住室内面積の内法が2.5畳以上4.5畳未満である。
ウ	上記のいずれにも該当しない。

4 立ち退き要求（明渡しを要求されていることについて） ※該当者のみ

入居申込者が自己の責めによる者を除き、現に居住している住居について立ち退き請求等がある場合は、下の欄のどの項目に該当しますか。

ア	裁判上の判決、和解又は調停の成立により住居の明渡しが決定済である。
イ	裁判上の判決、和解又は調停の明渡し期限が半年以内に差し迫っている。
ウ	会社解散等の自己の都合以外の理由により社宅等から立ち退くことが必要である。
エ	アからウまでに準じて立ち退くことが必要である。
オ	訴訟等により係争中である。
カ	定年退職により社宅等から立ち退くことが必要である。

5 別居（同居できる住宅がないため、別居していることについて） ※該当者のみ

入居申込者と同一の生計を営む必要があるが同居できる住宅がないため別居している人がある場合又は婚姻予約者のある場合には、下の欄のどの項目に該当しますか。

ア	住宅がないため妻若しくは夫又は子と別居している者、扶養を要する親又は弟妹等と別居している者又は婚約は成立している者が現に居住している住宅で親族と寝室を共有している状態にある者		
(1) 住宅がないため妻若しくは夫又は子と別居している者 (2) 住宅がないため扶養を要する親又は弟妹等と別居している者 (3) 住宅がないため婚約は成立しているが結婚できない者 上記の(1)から(3)までに該当する者にあつては、別居している同居予定者の住宅も含んで現に居住している住宅で最も広い住宅に申込者及び同居予定者の全員が居住したと仮定した場合の1人当たりの居住室内面積の内法は次のいずれに該当しますか。	①	1人当たりの居住室内面積の内法が2.5畳未満である。	
	②	1人当たりの居住室内面積の内法が2.5畳以上4.5畳未満である。	
	③	イからウまでのいずれにも該当しない。	

6 生活上著しく不便（生活する上で、不便なことについて）

入居申込者が現に居住している住宅は、下の欄のどの項目に該当しますか。

ア	親族（婚約者又は内縁関係にある者も含む。以下同じ。）以外のものと寝室等の居室を共同で使用している。
イ	親族以外のものと炊事場、便所又は給水のうち2設備以上を共同で使用している。
ウ	親族以外のものと炊事場、便所又は給水のうち1設備を共同で使用している。
エ	上記のいずれにも該当しない。

7 過重家賃

入居申込者が現に居住している住宅家賃が、下の欄のどの項目に該当しますか。

ア	住宅の家賃の月額が収入の40％以上である。
イ	住宅の家賃が収入の30％以上40％未満である。
ウ	住宅の家賃が収入の30％未満である。
エ	生活保護受給者で住宅扶助限度額を超える家賃を現に支払っている。

8 遠距離通勤 ※該当者のみ

世帯の主たる所得者の通勤時間は、下の欄のどの項目に該当しますか。

ア	片道の通勤時間が1時間以上である。
イ	片道の通勤時間が1時間未満である。

9 公募の例外 ※該当者のみ

条例第8条第1号から第8号までに規定する者である。

(_____)

10 申込回数

過去2年以内に市営住宅又は改良住宅について、何回申し込みましたか。

ア	2回以上である。(_____ 年 _____ 月、 _____ 年 _____ 月、 _____ 年 _____ 月)
イ	1回以上2回未満である。(_____ 年 _____ 月、 _____ 年 _____ 月)
ウ	0回である。

11 住宅の滅失 ※該当者のみ

火災等による住宅の滅失(_____ 年 _____ 月 _____ 日)

誓 約 書

この申込書及び住宅困窮事由問診表に記入又は記載された事項並びに下記の誓約事項は、すべて事実と相違ありません。

なお、万一、調査の結果申込資格に該当しないとき、又は申込書及び住宅困窮事由問診表に偽りがあるときは、申込みの無効処分及び当選の失格処分を受けても異議のないことを誓約します。

記

1 私及び同居予定者（別居している婚姻者も含む。）名義の持家はありません。

2 私及び同居予定者（別居している婚姻者も含む。）に家屋に係る固定資産税の納税義務者はおりません。

3 私及び同居予定者が暴力団員であるかどうかを福島県警察本部に照会することに同意します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

喜多方市長

氏 名 _____